

反社会的勢力ではないことの同意書

私（預金・でんさいネット・出資など各種取引の名義人（預金・でんさいネット・出資など各種取引の名義人が法人の場合には、当該法人の役員を含む。以下同じ。））は、預金・でんさいネットなど各種取引が、次の1. のいずれかに該当し、もしくは2. のいずれかに該当する行為をし、または1. にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、預金・でんさいネットなど各種取引が停止され、または通知により預金・でんさいネットなど各種取引が解約されても異議を申しません。出資においては、次の1. のいずれかに該当したときは会員資格の喪失、次の2. のいずれかに該当する行為をし、または1. にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には除名されても異議を申しません。また、これらにより損害が生じた場合でも、いっさい私の責任といたします。

1. 貴金庫との取引に際し、現在、次の各号のいずれかに該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - (1) 暴力団・暴力団員・暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者・暴力団準構成員・暴力団関係企業・総会屋等・社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等・その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）。
 - (2) 暴力団員等と次の各号のいずれかに該当する関係を有する者
 - ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係
 - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係
 - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係
 - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係
2. 自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴金庫の信用を毀損し、または貴金庫の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為